

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年11月20日	
【会社名】	株式会社M F S	
【英訳名】	MFS, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 C E O 中山田 明	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
【電話番号】	03-5989-0575	
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 平山 亮	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
【電話番号】	03-5989-0575	
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 平山 亮	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	267,135,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,019,600株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）については、2025年11月20日開催の当社取締役会においてその発行を決議しています。
- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,019,600株	267,135,200（注2）	133,567,600（注3）
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,019,600株	267,135,200（注2）	133,567,600（注3）

- (注) 1 本新株式の募集は、第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は133,567,600円であります。なお、当社は、本新株式の発行が効力を生じることその他法令に基づき必要な手続きが完了することを条件として、本第三者割当に係る払込期日(2026年1月8日)に、資本金の額を133,567,600円、資本準備金を133,567,600円減少させることを予定しております。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
262（注3）	131（注4）	100株	2026年1月8日（木）	-	2026年1月8日（木）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 当社は、全国保証株式会社(以下「全国保証」といいます。)との間で本新株式に係る総数引受契約を本有価証券届出書の効力発生後に締結します。払込期日までに、全国保証との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われないこととなります。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
- 4 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 5 申込方法は、全国保証との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社MFS管理部	東京都千代田区大手町一丁目6番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新丸の内支店	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
267,135,200	6,000,000	261,135,200

(注) 1 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、登記費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額261,135,200円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
1 広告宣伝のための資金	201	2026年1月～2027年6月
2 人材採用及び組織強化のための資金	60	2026年1月～2027年6月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、安全性の高い金融商品等で運用いたします。

広告宣伝のための資金

当社サービスのモゲチェック及びINVASEの認知拡大及び新規顧客獲得を目的とした認知施策に充当いたします。具体的には、電車広告(電車内つり革広告、同中つり広告、同電子パネル広告等)、新聞広告、サイネージ広告(駅内、ビル内、住宅内等)等への投資、当該認知施策に係るマーケティングの最適化、ユーザー獲得単価(CPA)及びライフタイムバリュー(LTV)を考慮した広告運用体制の構築などを予定しています。これにより、既存サービスの利用者基盤を拡大するとともに、新規プロダクトの市場浸透を加速させ、中長期的な収益拡大及びブランド価値向上を目指します。なお、資金の使途はマーケティング活動に係る支出(広告費、クリエイティブ制作費等)として計画的に実行し、その成果をKPI(顧客獲得数・LTV/CAC比率等)を通じてモニタリングしてまいります。

人材採用及び組織強化のための資金

当社は、データサイエンスとAI技術を事業の中核と位置づけ、テクノロジー主導による持続的な競争優位の確立を目指しているため、当社の中長期的な成長基盤の強化を目的として、データサイエンティストやAIエンジニア等の高度専門人材の採用及び体制整備に充當いたします。これらの人材の採用により、データ解析・予測モデル構築・アルゴリズム開発を内製化し、AI技術を活用したプロダクト開発及び業務効率化を推進いたします。

本第三者割当により調達した資金を、上記の使途に充当することで、当社の重要な課題である事業基盤の強化を実現し、中長期的な企業価値の向上につながると考えられることから、本第三者割当による本新株式の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要	名称	全国保証株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第45期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月16日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第46期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月7日関東財務局長に提出
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は全国保証と保証審査等に関する覚書を締結しております。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日（2025年11月20日）現在のものであります。

c . 割当予定先の選定理由

(1) 本第三者割当の目的

当社並びに当社子会社であるコンドミニアム・アセットマネジメント株式会社からなる当社グループは、「真にユーザー側に立った新しいファイナンシャルサービスを作る」というビジョンを掲げ、「テクノロジーと分析の力でユーザーにパワーを」をミッションとして、クレジット分析とAIテクノロジーを駆使して住宅ローン市場の透明性を高め、ユーザーが最適なファイナンスサービスが受けられるよう「モゲチェック」「INVASE」の両サービスを展開しています。2025年9月30日現在において、モゲチェックは35万人の会員数を抱え、日本最大級のオンライン住宅ローン比較診断サービスへと成長しております。INVASEにおいては、オンライン不動産投資プラットフォームとしてサービスを拡充しています。

また、当社グループは、2014年のモゲチェックのサービス開始当初より、不動産購入者に対して最適な住宅ローンを提案するサービスの構築を目的として、住宅ローンの審査結果データ及び顧客属性情報等の多様なデータを蓄積及び分析しており、これにより精緻な提案を行ってまいりました。

全国保証は、住宅ローンを中心とした「信用保証事業」を展開する独立系の保証会社として保証債務残高トップの地位にあり、「お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、中期経営計画「Next Phase～成長と価値創造～」（2023～2025年度）では、「更なる成長と価値創造を実現する『住宅ローンプラットフォーマー』」を掲げています。全国保証の主力事業は、住宅ローンの連帯保証を引き受ける「住宅ローン保証」であり、借入希望者(保証委託者)が金融機関を通じて保証申込を行い、同社が審査・連帯保証の引受を行う仕組みを有するとともに、当該事業において全国に提携網を保有し、これらの提携網を通じ不動産購入者の住宅ローンに関する課題解決に貢献してまいりました。

当社グループと全国保証は、2025年4月より相互の保有するデータ分析機能及び提携網を軸とした新たなサービス開発連携について模索を始め、本有価証券届出書提出日（2025年11月20日）に資本業務提携契約（この資本業務提携契約に係る業務提携を、以下「本業務提携」といいます。）の締結をするに至りました。当社は、この提携により、我々のミッションを実現するための経営計画の重要な一環として、住宅ローンに係る分析の精緻化を促進し、さらなる成長の機会を広げることを意図しております。

本業務提携の内容は、以下のとおりです。

- ・AIをはじめとした新しい技術によるローン審査プロセスの高度化に向けた共同研究
- ・両社の提携網を活用した金融機関及び不動産事業者等へのモニタリングの普及拡大

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,019,600株

e. 株券等の保有方針

本第三者割当は、本業務提携の一環として、全国保証及び当社の協力関係を強固にし、事業面における提携の実効性を向上させるために行われるものであります。当社は、全国保証の保有方針は、業務提携の強化を目的として中長期に保有する意向であることを確認しており、また、本有価証券届出書提出日（2025年11月20日）付で同社と締結した第三者割当契約においても、同社が、本第三者割当が実行された日から2年間、本第三者割当により取得する当社株式を市場で売却せず、担保設定もしない旨、及び当社株式を追加取得することによって、同社による当社議決権の保有割合を20%超としない旨を合意しております。

なお、当社は、全国保証から、全国保証が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、全国保証の2026年3月期半期報告書（2025年11月7日提出）における中間連結貸借対照表により、同社が本新株式の払込みに要する充分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：108,997百万円、流動資産計：137,741百万円）を保有していることを確認した結果、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

全国保証は東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2025年6月24日）において公表している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等の記載から、同社は反社会的勢力と関係がないと判断しました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項なし

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的な内容

本第三者割当により発行する本新株式の払込金額につきましては、全国保証との協議により、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日（2025年11月19日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値262円としました。

取締役会決議の直前取引日における終値を採用することとしたのは、払込金額を原則として取締役会決議の直前取引日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠して、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、本新株式の払込金額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2025年11月19日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である279円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して6.09%のディスカウント（小数点第3位以下を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である307円に対して14.66%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である397円に対して34.01%のディスカウントとなる金額です。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本新株式の払込金額は、全国保証に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本新株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであること並びに全国保証が経済的利益を享受できる可能性、本新株式の発行条件、全国保証が負う本新株式に係る価格下落リスク及び全国保証による本新株式の消化可能性その他の様々な観点を踏まえ、全国保証に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により全国保証に対して割り当てられる本新株式の数は合計1,019,600株であり、株式に係る議決権の数は合計10,196個であるため、本第三者割当前の当社の発行済株式総数9,179,300株（2025年10月31日現在）に対する比率は11.11%（小数点第3位以下を四捨五入。以下、希薄化率について同様に計算しております。）、同日現在の当社の議決権総数91,762個（2025年10月31日現在）に対する比率は11.11%となり、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるもの、上記のとおり、本第三者割当により調達した資金を上記の資金使途に充当すること及び本第三者割当を通じて本業務提携を行うことにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本第三者割当はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
中山田 明	東京都中央区	1,575,400	17.34%	1,576,600	15.46%
全国保証株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号			1,019,600	10.00%
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	812,400	8.94%	812,400	7.97%
結長期戦略投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋小舟町11番2号	744,400	8.19%	744,400	7.30%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	733,300	8.07%	733,300	7.19%
塩澤 崇	東京都豊島区	558,200	6.14%	559,100	5.48%
テクノロジーベンチャーズ ^ズ 5号投資事業有限責任組合	東京都港区北青山二丁目5番1号	464,000	5.10%	464,000	4.55%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	277,877	3.06%	277,877	2.72%
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	191,900	2.11%	191,900	1.88%
藤崎 真治郎	大阪府大阪市	168,500	1.85%	168,500	1.65%
新生ベンチャーパートナー ^ズ 1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	139,400	1.53%	139,400	1.37%
計		5,665,377	62.35%	6,687,077	65.57%

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2025年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- 2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2025年6月30日現在の所有株式数及び所有議決権数に、2025年8月に当社のストックオプションが行使されたことによって発行した当社の普通株式の数(87,400株)、2025年10月に当社の譲渡制限付株式報酬として発行した当社の普通株式の数(2,700株)及び本新株式の発行数である1,019,600株を加味して算出しております。
- 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位以下を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び有価証券報告書の訂正報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2025年11月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2025年11月20日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2025年11月20日)までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

1. 2025年9月30日提出の臨時報告書

2025年9月26日開催の当社第16期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年9月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社の税負担の軽減を図り、将来の資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

第2号議案 取締役5名選任の件

中山田明、塩澤崇、平山亮、伊藤雅仁及び柴田暁の5名を取締役に選任するものです。

第3号議案 取締役の報酬額設定の件

取締役の報酬限度額を年額60,600千円以内に改めるものです。

第4号議案 監査役の報酬額設定の件

監査役の報酬限度額を年額13,200千円以内に改めるものです。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	44,781	193		(注) 1	可決 97.36
第2号議案					
中山田 明	44,448	526			可決 96.64
塩澤 崇	44,806	168			可決 97.41
平山 亮	44,705	269			可決 97.20
伊藤 雅仁	44,795	179			可決 97.39
柴田 晓	44,823	151			可決 97.45
第3号議案	44,570	404		(注) 1	可決 96.90
第4号議案	44,678	296		(注) 1	可決 97.14
第5号議案	44,712	262		(注) 1	可決 97.21

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができるない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

該当事項なし

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	2025年9月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第16期)	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	2025年10月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

株式会社M F S
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 野口 正邦
業務執行社員

指定有限責任社員 荒山 智章
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M F Sの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M F S及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（税効果会計関係）に記載されるとおり、会社は、当連結会計年度末において、繰延税金資産を33,500千円計上している。会社は、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しており、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額639,109千円から評価性引当額605,608千円を控除している。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌連結会計年度の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、販売単価及び販売数量である。繰延税金資産は、金額的重要性が高く、翌連結会計年度の事業計画における主要な仮定は経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」で示されている企業分類について、会社の過去の課税所得の推移や経営環境等に照らし検討した。 ・税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異の残高の正確性及び将来の解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる事業計画について、取締役会において承認されていることを確認した。また、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。 ・事業計画に含まれる主要な仮定である、販売単価及び販売数量については、経営者及び予算立案担当者へ質問するとともに、過去の見積りと実績との比較分析及び過去実績からの推移分析を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評

価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

株式会社M F S
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 野口 正邦
業務執行社員

指定有限責任社員 荒山 智章
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M F Sの2024年7月1日から2025年6月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M F Sの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（税効果会計関係）に記載されるとおり、会社は、当事業年度末において、繰延税金資産を10,686千円計上している。会社は、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があると認められる範囲内で繰延税金資産を計上しており、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額477,648千円から評価性引当額466,962千円を控除している。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されるとおり、販売単価及び販売数量である。繰延税金資産は、金額的重要性が高く、翌事業年度の事業計画における主要な仮定は経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」で示されている企業分類について、会社の過去の課税所得の推移や経営環境等に照らし検討した。 ・税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異の残高の正確性及び将来の解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる事業計画について、取締役会において承認されていることを確認した。また、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。 ・事業計画に含まれる主要な仮定である、販売単価及び販売数量については、経営者及び予算立案担当者へ質問するとともに、過去の見積りと実績との比較分析及び過去実績からの推移分析を行った。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）関係会社株式の評価に記載されるとおり、当事業年度の貸借対照表において関係会社株式が799,999千円計上されており、総資産の28%を占めている。当該関係会社株式は、市場価格のない株式であるため、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理が行われる。関係会社株式の実質価額の回復可能性の判断は、事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、販売単価及び販売数量である。関係会社株式は、金額的重要性が高く、事業計画における主要な仮定は経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価の検討に当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該関係会社の財務諸表を閲覧し、純資産に基づく実質価額と帳簿価額を比較し、実質価額の著しい下落の有無についての経営者の評価を検討した。 ・関係会社株式の評価の基礎となる事業計画について、取締役会において承認されていることを確認した。また、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。 ・事業計画に含まれる主要な仮定である、販売単価及び販売数量については、経営者及び予算立案担当者へ質問するとともに、過去の見積りと実績との比較分析及び過去実績からの推移分析を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要

がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。